

決めなければならないこと

(1) 審査の請求ができる者（択一）

- A. 議員のみ（原案のとおり）
- B. 議員＋市民（有権者の●分の1以上など）

(2) その他の審査の仕組み

1. 審査の請求（提出先は議長）
2. 議会運営委員会にて要件審査（満たさない場合は却下）
3. 審査の主体＜（1）A～Cのいずれか＞が審査開始
 - ① 弁明の機会付与
 - ② 事情聴取／資料提出要求／その他必要な調査
 - ③ 専門家への意見聴取
4. 審査の結果と講ずべき措置を議長へ報告（審査開始から120日以内）
5. 議長による対応
 - ① 対象議員に再弁明の機会を付与
 - ② 結果（あれば再弁明書の趣旨）の公表
 - ③ 講ずべき措置が実施されるよう配慮
 - ④ （措置を講じた場合）公表
6. その他
 - ① 審査中に対象議員が失職した場合は審査終了・却下。
 - ② 措置を講じようとしたときに議員が失職していた場合は、講じない。
 - ③ 議長が審査対象となったときは、副議長が議長の職務を代理。
議長・副議長がともに審査対象となったときは、議長の職務を仮議長が代理。（地方自治法106条2項・107条の規定を準用）

(3) 政治倫理基準（3条）の内容